

～申請前にご確認ください～

要介護・要支援認定（以下、「要介護認定」という。）の申請をする前にご覧いただきたい事項をまとめておりますので、申請前にご確認をお願いします。

[⇒はじめて申請される方へ](#)

[⇒区分変更申請される方へ](#)

[⇒更新申請される方へ](#)

[⇒急ぎで対応が必要な方へ](#)

[⇒第2号被保険者（40～64歳の医療保険に加入している方）へ](#)

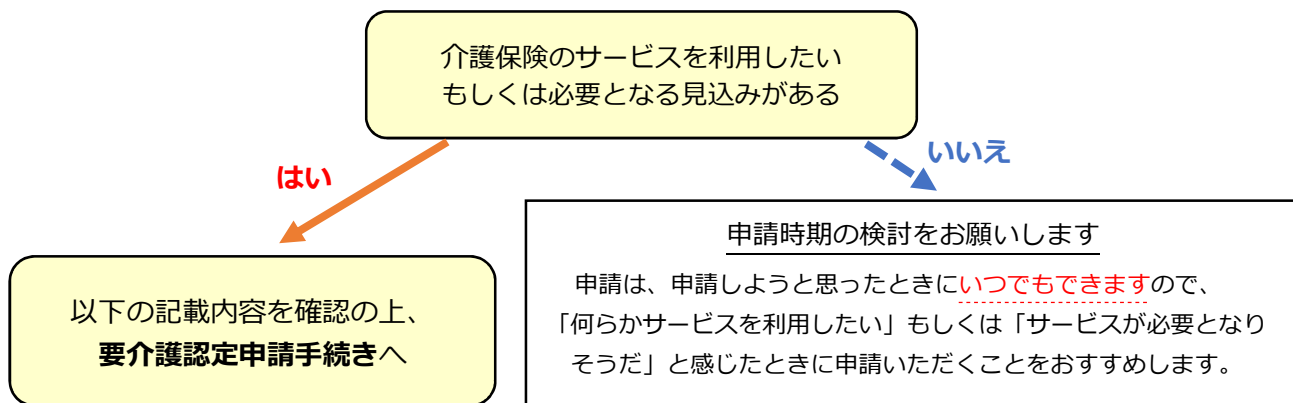


【はじめて申請される方へ】



1. 申請する時期は？

✓介護保険のサービスを利用したいと思った（もしくはサービスが必要となる見込みがあった） ときが申請の時期です



～ 申請手続きに進む方へお願いしたいことがあります ～

(1) 申請してから結果が出るまでに一定の期間がかかることをご理解ください

- ・認定は申請日に遡って有効となりますが、結果が出るまでには少なくとも 30 日ほどかかります。その点ご注意ください。

(2) 「要介護認定の申請をする」と主治医へお伝えください

- ・要介護認定を受けるには、主治医が作成する「主治医意見書」が必要となります。
(意見書の作成依頼は、申請後、名古屋市より行います。)
- ・主治医へ申請する旨を伝え、主治医意見書の作成の可否についてご確認いただくことをおすすめします。
※しばらく受診していない場合や、入院中で手術後すぐ等の不安定な状態である場合、主治医の判断により、意見書の作成ができないことがあります。
審査判定に必要な書類がそろわず、要介護認定の結果が出るのが遅くなってしまう可能性がありますので、事前にご確認いただくことをおすすめします。

<その他 注意事項>

- ⇒現在入院中の場合は、次の「2. 入院中でも申請できる？」も合わせてご確認ください。
- ⇒医療保険でのリハビリを利用している場合、要介護認定を受けると、現在のリハビリを継続することができない可能性があります。医療機関にご相談の上、申請するようお願いいたします。



2. 入院中でも申請できる？

✓申請することはできますが、注意することがあります

- ・入院中は、介護保険のサービスを利用することができません。
- ・また、病状が不安定な場合、「1. 申請する時期は？」にあるように、主治医の判断により、意見書の作成ができない場合があります。
- ・ある程度状態が安定して退院の目途がたち、介護サービスが必要となる見込みがたった段階で申請いただくことをおすすめします。



3. 認定決定後、サービス利用までの流れは？

✓以下のリンク先よりパンフレットをご確認ください

【パンフレット】：<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/pamphlet/>

- ・介護保険制度の基本的なことを知りたい方 → 【支えあい育てる介護保険制度】
- ・居宅支援事業所をお探しの方 → 【居宅介護支援事業所ガイドブック】

【事業所検索】：<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/jigyosha/>



4. まだ介護を受ける状態ではないけれども、今の状態を維持するために何かサービスを利用したい

✓65歳以上の方であれば要介護認定申請とは別に、基本チェックリストを受けられます

- ・区支所窓口またはいきいき支援センターにて基本チェックリストを実施し、事業対象者に該当すると、「介護予防・生活支援サービス事業（※）」を利用することができます。
- ※サービスの例：ヘルパーによる訪問型サービス、デイサービスなどの通所型サービス
- ・この手続きには以下のメリットとデメリットがあります。

メリット	・その場で結果が出るため、事業対象者に該当する場合、要介護認定の申請をしてその結果を待つよりも早くサービスを利用することができる
デメリット	・介護予防サービス（ショートステイ・福祉用具・住宅改修等）が利用できない

- ・以下のリンク先にて制度の概要をご案内しておりますが、不明な点があり確認したい場合や、「実施するかどうか迷う」あるいは「実施してみたい」といった場合は、各区福祉課、各支所区民福祉課またはいきいき支援センターまでお問い合わせください。

【総合事業について】：<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/yobou/>

【区分変更申請される方へ】



1. 区分変更申請の理由を記載するときに
注意することは？

✓「認定結果等に不満がある」といった理由による申請はできません

- ・区分変更申請は、心身の状態に変化があった場合に行われる手続きです。認定結果等に不満があるといった理由による申請はできません。



2. 区分変更申請すると必ず今よりも
重い要介護度になる？

✓区分変更申請の結果、要介護度が変わらない、もしくは軽くなる可能性もあります

- ・必ずしも要介護度が重くなるとは限りません。結果次第では現在利用しているサービスが使用なくなることもあります。
- ・反対に、軽くなることを想定して申請した場合でも、要介護度が変わらない、もしくは重くなることもあります。
- ・申請前にケアマネジャーに相談するなど、よくご検討ください。

【更新申請される方へ】



更新申請する時期は？

✓認定有効期間満了日の 60 日前から申請できます

- ・更新申請は有効期間満了日の 60 日前からの受付となりますので、それより前に申請することはできません。
- ・更新時期となった方に対しては、市から更新の案内を郵送しております。
- ・申請してから結果が出るまでには少なくとも 30 日ほどかかりますので、更新の案内が届きましたら早めに申請するようお願いします。

※介護サービスを利用していない場合や、当面利用する予定がない場合は**更新手続き不要**です。

【急ぎで対応が必要な方へ】



急ぎで対応してほしい場合は？

✓区役所または支所へご相談ください

- ・がん末期等により急変の可能性があり、早急に介護サービスの利用が必要な場合は、申請前に、各区福祉課もしくは各支所区民福祉課へご相談ください。
- ・急がなければならない理由を個別に聞き取り、対応を検討させていただきます。

※例外的な対応となります。単に「急ぎたいから」といった理由で急ぎの対応はできません。

- ・また、認定結果を早く出すためには、審査判定に必要な「主治医意見書」を早く作成してもらうなど、主治医の協力も必要になります。**申請する旨を主治医へお伝えいただく**ことをおすすめします。

【第 2 号被保険者(40～64 歳の医療保険に加入している方)へ】



要介護認定の申請方法は？

✓新規申請・区分変更申請の場合は、区役所または支所窓口で申請をお願いします

- ・介護や支援が必要となった原因が、加齢に伴う 16 種類の病気（特定疾病）であるかの確認や、主治医意見書の作成依頼先の確認などが必要となりますので、お手数ですが窓口にて申請をお願いします。

※手続きを行うご家族が遠方にお住まい等の理由により、窓口での申請が難しい場合は、各区福祉課もしくは各支所区民福祉課までお問い合わせください。